

掛川市規則第8号

掛川市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成23年3月31日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

掛川市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成17年掛川市規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1 医療職給料表(1)の項及び医療職給料表(2)の項を次のように改める。

医療職給料表(1)	院長、副院長又は医監の職務の者	100分の15
	医務局長、副医務局長又は診療部長の職務の者	100分の10
	診療科長又は医長の職務の者	100分の5
医療職給料表(2)	診療技術部長の職務の者	100分の15
	室長の職務の者	100分の10
	副室長の職務の者	100分の8
	係長、主任又は相当困難な業務を行う薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、言語聴覚士、栄養士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士若しくは歯科技工士の職務の者	100分の5

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。